

第4章 郡制廃止 税制改正と地方行政

左ノ各号ノ一ニ該当シ其ノ功勞顯著ナル者ニ対シ之ヲ表彰スルモノトス

一 町 村 長 八年以上

一 助 役 十年以上

一 其ノ他ノ吏員 十五年以上

助役ヨリ町村長ニ転ジタル者及其ノ他ノ吏員ヨリ助役又ハ町村長ニ転ジタル者ニ在リテハ助役ノ二年ヲ以テ町村長ノ一年ニ其ノ他ノ吏員ノ二年ヲ以テ助役ノ一年ニ同三年ヲ以テ町村長ノ一年ニ換算シ前項ノ年数ヲ計算ス

第二条 表彰ハ本会幹事会ノ詮衡ヲ經テ会長之ヲ決定シ毎年一回本会定期總會ノ際ニ於テ之ヲ行フモノトス 但シ必要ニ応シ臨時表彰スルコトアルモノトス

第三条 表彰ヲ行フニハ表彰状ヲ用キ且ツ永ク記念スルニ足ル物品ヲ贈呈スルモノトス

第四条 表彰者ハ順次本会表彰者名簿ニ登録スルト共ニ一般ニ之ヲ公示スルモノトス

被表彰者若シ禁錮以上ノ刑ヲ受ケ又ハ素行修マラザルトキハ幹事会ノ決議ヲ以テ表彰ヲ取消シ表彰者名簿ヨリ削除スルモノトス

付 則

本規定ハ昭和五年度ヨリ施行ス
勤続年数ハ其ノ就職ノ日ニ溯リ之ヲ起算ス

○本会役員氏名

會長 茅ヶ座郡 新田 信

副會長 三浦郡 石渡 秀吉

幹 事 浦賀町長 松本 房治

都 筑 都 金沢町長 松本 房治

都 筑 都 都筑村長 瀬戸 豊之助

鎌倉町 大正村長 川辺 勝三郎

中 塚 郡 平塚町長 鈴木 清寿

足柄下郡 豊川村長 河野 治平

津久井郡 中野町長 三樹 保治

久良岐郡 金沢町長 松本 房治

橘樹郡 宮前村長 都倉 義知

都筑郡 都岡村長 瀬戸 豊之助

三浦郡 西浦村長 新倉 豊吉

鎌倉郡 大正村長 川辺 勝三郎

高座郡 壺間村長 稻垣 許四郎

〔欠員一名〕

愛甲郡 厚木町長 後藤 宗七

橋樹郡 宮前村長 都倉 義知

三浦郡 西浦村長 新倉 豊吉

高座郡 高座 欠 員

足柄上郡 中井村長 城所 源助

厚甲郡 厚木町長 後藤 宗七

高津町長 田中 鉞雄

中里村長 蕪木 晴之

本郷村長 佐相 竹次郎

〔欠員二名〕

麻溝村長 齋藤 五郎

六会村長飯田 伝之助

〔欠員一名〕

中 大磯町長 二宮 長松 平塚町長 鈴木 清寿

伊勢原町長 田中 音吉 城島村長 菅沼 保之輔

足柄上郡 城所 源助 〔欠員二名〕

足柄下郡 真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴

国府津町長 長谷川 弥三郎 仙石原村長 石村 喜作

小田原町長 中田 寿一郎

愛^甲郡 厚木町長 後藤 宗七 〔欠員一名〕

津久井郡 日連村外一ヶ村組合長 杉本 銀次郎

串川村長 大内 寛

顧問 神奈川県書記官内務部長 落合 慶四郎

地方事務官地方課長 福本 柳一

同 庶務課長 広田 増太郎

同 會計課長 小玉 道雄

相談役 地方事務官 篠原 忠治郎

(注) 神奈川県 国町村長会議書類 (大正九 昭和九年) 大磯町役場蔵

(注) 神奈川県町村長会歳入歳出予算、決算、神奈川県町村長会会則、神奈川県町村長会旅費規定は省略した。

三九 川崎市市会における市会議員市参事会員の

費用半減に関する議事録と決議 (一一一)

(一)

意見書

現下深刻ナル経済界ノ不況ニ鑑ミ市会議長、全副議長、市会議員及名譽職市参事会員ノ年費用弁償ヲ当分ノ内各其ノ定額ノ半額ヲ減シ依テ生スル金額ヲ社会政策的施設ニ充当相成様適當ナル御措置相成度

右市会ノ議決ヲ経意見書及提出候也

昭和五年十月二十八日

市会議長 石井 郁之助

川崎市長 春藤嘉平殿

右提出者

市会議員 野口 喜一 全 増山 周三郎

全 高塚 龍介 全 松本 喜久蔵

全 吉浜 新右衛門 全 出川 健

賛成者 市会議員 斎藤 幸一郎 全 愛波 与平

全	金刺 不二太郎	全	石川 慶藏
全	和泉 安太郎	全	栗谷 住藏
全	岩崎 太左衛門	全	伊藤 利次
全	井上 章平	全	広沢 友次
全	平野 藤太郎	全	石井 郁之助

(二)

十一番〔野口君〕 提出者ノ一人ト致シマシテ、意見書提出ノ理由ヲ申上ゲタイト存ジマス、今ヤ深刻ナル此經濟的不況ハ我が都市ヲ冒シマシテ、愛スベキ市民ハ年末愈々近キ時ニ際シテ、生活難ニ泣クコト、思フノデアリマス、殊ニ先刻理事者ノ提案ヲ見マシテモ、追加案ニ対シテ、賞与一割減ヲ提案セラレ、而モ此窮迫セル財政ニ鑑ミマシテ私等ハ茲ニ市會議員トシテ受クベキ弁償額、即チ歳費ヲ半減シテ然ルベク社会施設ノ財源ニ充テタイト思フノデアリマス、何卒賢明ナル我ガ議員諸君ニハ此歳末不況ノ差迫ル目前ニ於テ、此意見書ガ通過致シマスルヤウ御賛成アラムコトヲ、意見書ノ理由ト共ニ希望ヲ申上ゲル次第デアリマス

七番〔愛波君〕 私ハ本案ニ対シテ賛成スル者デアリマス、其理由ト致シマシテ固ヨリ我等ハ市會議員ト云フ名譽職デアリマシテ、

是ニ対スル報酬ハ受クベキデナイト云フコトハ明デアリマスガ、是ニ対シテ吾々が費用弁償ヲ受クルト云フコトハ、最も合理的デアルコトハ、申スマデモナイコトデアアル、此費用弁償ハ大正十三年ニ制定サレマシテ、其後非常ニ物価ガ下落シ、最近又稀ニ見ル物価ノ激落ヲ致シタノデアリマス、サウ云フ際ニ於テ吾々がガスカル費用弁償ハ——多額ノ費用弁償ヲ受クルト云フコトハ、洵ニ時勢ニ逆行シタモノト考ヘルノデス、随テ本意見書ニ賛成スル者デアリマス

三十四番〔金刺君〕 本案ニ賛成致シマス

二十七番〔井上君〕 本員モ原案ニ賛成致シマス

十七番〔清水君〕 本員モ此問題ハ非常ニ良イト思ヒマスカラ賛成

シマス

副議長〔石川君〕 本案ハ成規ノ賛成ニ依リマシテ議題トナリマシ

タ、直ニ第一読会ヲ開キマス

市名譽職費用弁償半減ニ関スル件

第一読会

〔増田君退席〕

十九番〔陶山君〕 突如社会施設ノ名目ニ依テ出サレタ本意見書ニ

對シテ本員ハ意見ヲ申上ゲタイト思ヒマス、何故ナラバ本意見書
 提出ノ石井郁之助氏ハ、今日此提案ヲサレル前ニ於テ、吾々遺憾
 乍ラ不信任案ヲ提出シタ人デアアル、其不信任ノ理由ノ根本ニ於
 テ、苟モ地価僅ニ六七円ヨリ安イト云フ地所ヲ市民ノ為ノ水道用
 地ヲ二十五円デ売ルト云フヤウナ行動ヲ明瞭ニシテ居ツタ此議長
 ノ名ニ依テ此意見書ガ斯ノ如ク突如提出サレルト云フコトニ付テ
 ハ甚ダ意外ニ考ヘザルヲ得ナイ、少クトモ吾々議員ガ今日ノ經濟
 界不況ニ對シ、費用弁償ノ半減ト云フヤウナ問題ハ、全市會議員
 ニ關連スル問題デアルカラ、宜シク吾々全員ハ共ニ協議シ、然ル
 後ニ斯ノ如キ意見書ヲ提出スベキモノデアアル、然ルニ拘ラズ此意
 見書が突如提出サレタノ其經過ニ於テ本員ハ本意見書ノ内容其
 モノニ向テヨリモ、本意見書ガ提出サレル所ノ經過ニ向テ、吾々
 市會議員トシテ賛成スルコトハ出来ナイノデアリマス、尚ホ此意
 見書ニ賛成スルコトノ出来ナイ根本の理由ヲ茲デ以テ詳細ニ申上
 ゲルコトハ避ケマスガ、苟モ議員ノ職責ニ於テ今日不況ノ際、市
 民諸君ガ負担ニ苦シム折、費用弁償ヲ全廢スル位ノ意思ハ持ツベ
 キデアアル、サリ乍ラ今日此費用弁償ヲ半減シテ幾何川崎市ノ財政
 上余裕ヲ保チ得ルカ、吾々真ニ努力シ真ニ市政ニ尽シ、公正純潔
 ニ事ヲ勉スナラバ斯ナ少々ノ減額ハ問題デナイ、一方市民ニ大

損害ヲ与ヘテ居ルト云フ事實アリ乍ラ、此小額ノ減額ヲ意見書ト
 シテ茲ニ提出サレルト云フコトハ不可解デアアル、サウシテ吾々ニ
 ハ共通ノ問題デアアルニ拘ラズ、一言ノ協議モナク相談モナク意見
 書トシテ茲ニ突如提出サレタト云フコトノ實際ノ經過及提出者タ
 ル所ノ市會議長石井郁之助ノ執ツタ所ノ過去ニ於ケル不信任ノ事
 實、其根本ノ理由ガ市民ノ負担ヲ増額シテ自分ノ私腹ヲ肥シ、其
 為ニ水道用地ヲ三倍ノ値デ売ツテ、不信任ヲ受ケテモ議長ノ席ニ
 著クト云フ人カラ、本意見書ノ如キ提出サレルト云フコトハ、社
 會道徳上私ハ大ニ考慮シナケレバナラヌ問題ト考ヘルノデス、是
 等ノ諸意見ヲ綜合シテ本案ノ保留説ヲ提出スルモノデアアル、諸君
 ハ本案ノ内容ニ付テハ其保留後ニ於テ休憩中ノ相談会ニ於テ吾々
 一同ト議ヲ練リ諸君ノ意思ヲ十分發表シテ、吾々ノ意見ヲ徵シ然
 ル後本案ノ如キハ提出サルベキモノデ、少クトモ提案ノ經過ニ於
 テ不穩当ト認メテ居ルノデ本員ハ茲ニ休憩ノ動議ヲ提出スル、諸
 君願クハ此動議ニ御賛成下スツテ、休憩中ニ十分協議セラレムコ
 トヲ希望スル次第デアアル

〔賛成〕「休憩」其他發言スル者多ク議場騒然

副議長〔石川君〕 暫時休憩シマス

午後二時二十五分休憩

午後二時三十七分開議

副議長〔石川君〕 引続イテ開会致シマス

〔書記、出席議員副議長トモ三十一名ト報告〕

副議長〔石川君〕 御諮リ致シマス、本案ハ大分紛糾ヲ重ネマシタ結果提案者カラ撤回ノ御話ガアリマシテ一時撤回スルコトニ致シマシタ、本問題ニ付キマシテハ、改メテ協議会ヲ開キ御協議ヲ願ヒタイト思ヒマス

八番〔菊地君〕 南河原ノ踏切問題ニ付テハ屢々県庁ニ陳情ニ行ツテ陳情シマシタガ、其後ノ消息ハドウナツテ居リマスカ、大蔵省ノ起債ノ話ガ出来タト云フコトヲ承知シテ居リマスガ、餘リ此儘ニシテハ交通上不便ヲ感ジ苦情モ聞クノデアリマスガドウシタ工合ニナツテ居リマスカ、明快ニ答弁ヲ願ヒマス

番外〔横山助役〕 丁度私ハ其事ニ付テ六月十二日ニ此会議デ三万円ノ追加予算ガ議決サレ参事会ニ掛ケテ参事会デ決定サレルノデ参リマシタガ御承知ノ通り其時予定通り進ミマセヌノデ九月十二日ニ関係シテ委員諸君ノ御苦勞ヲ求メマシテ、県會議員ノ応援ノ下ニ知事、内務部長、土木部長ニ面会致シマシテ、今八番ノ御話ノ通り鎌倉三崎間ノ失業救済ノ二十三万円、バカリノ事業ノ起債ガ許可ニナレバ其内ニ出来ルト云フ御話デアッタノデアリマス

レモ九月一杯ニハ許可ヲ得ラレサウダト云フコトデアリマシテ、其後県庁ニ参ル毎ニ催促シテ居リマスガ、最近十月二十日ニ土木部長、内務部長立会ノ下ニ相談スルコトニ御話ヲ致シマシタガ、

矢張り神奈川県ノ現在ノ経済状態ガ新シキ事業ノ為ニ起債ヲ許可スル程度ニ至ツテ居ナイノデ大蔵省ノ許可ヲ得ルニ至リマセヌガ、内務省ハ八月ニ通過シテ居リマス、大蔵省ニ引ツ掛ツテ居ルノデ土木部長モ最近大蔵省ニ行ツテ許可ヲ得ルヤウ促進方ヲ陳情シ、直チニ工事ノ関係ニ於テ何分ノ回答ヲスルコトニナツテ居リマス、或ハ又是等ノ関係ニ於テ委員諸君ノ御骨折ヲ煩ハシ、モウ一回位御尽力ヲ願ウコトニナルカト存ジマスガモウ少シ本件ノ進ミ方ヲ見マシテ善処シタイト思ヒマス、南河原方面寄付等ノ関係デ、諸君ニ御迷惑ヲラウト思ヒマスガ今暫ク御待チヲ願ヒマス

三十四番〔金刺君〕 本員ハ去ル二十六日ノ全員協議会ニ於テ問題ニナツタ学校新設ニ付テ質問ガアルノデアリマス、去ル二十一日ノ協議会ニ於テ学校一校新設ノ議案ニ対シテ即刻之ヲヤルベシト云フノト、来年度本予算ニ於テヤルベシトノ二様ノ意見ガ出テ、結局時期ヲ見テ協議スルコトニナツテ、其儘ニナツテ居リマスガ去ル七日ノ学務委員会ニ於テ決定シタ学校新設案ガ其儘ニナツテ今以テ協議シマセヌガ、ドウ云フ考デアアルカ一寸御伺ヒシタヒト

思ヒマス

番外〔春藤市長〕 過日ノ協議会ニ此問題ハ御承知ノ如ク色々ナナ意見ガアリマシテ、更ニ能ク協議ヲシテカラト云フコトニナツテ居リマス、当局ノ希望ト致シマシテハ、来年度成ベクソレニ応ズルダケノ教室ヲ設ケニ部ヲ撤廃シタイト云フノデ、当局ノ希望トシテハ来年四月カラサウ云フコトノナイヤウニシタイト思ヒマス、先日ノ留保ト云フコトデ通常予算マデ待ツト云フコトデアリマスト、自然ソレカラ予算ヲ取ツテ、起價ノ許可ヲ得テヤルト云フコトニナルト、再来年マデニ部教授ヲ多少シナケレバナラヌノデ、遺憾ニ思ヒマスカラ、此機会ニ尚ホ相談ヲシテ御協議ヲシテ見タイト思ヒマス

三十四番〔金刺君〕 更ニ協議ヲシテ見タイト云フコトデスガ、時期ハ最近デスカ

番外〔春藤市長〕 最近デス

副議長〔石川君〕 本日ノ提案ハ全部議了致シマシタ、会議ノ顛末ハ本職ヨリ市長ニ報告致シマス是デ会議ヲ閉ジマス

春藤市長 提出致シマシタ議案ハ議了致シマシタ、是デ閉会致シマス、御苦勞様デアリマシタ

午後二時四十四分散会

右会議ノ顛末ヲ速記ニ付シ各自署名ス

市会副議長 石川慶藏
市議員 愛波与平
市議員 松下義久
市議員 田良多一郎
市議員 高塚龍介

〔市会々議録及市会書類〕(昭和五年)川崎市役所蔵

三〇 町村予算編成に関する中郡町村長会の申合

事項(一―三)

(一)

昭和六年一月三十一日

中郡町村長会長 鈴木清寿(印)

大磯町長 二宮長杉殿

昭和六年度町村予算編成ニ干スル件

本月三十日開会ノ評議員会ノ結果ニ基キ来ル二月三日午前十時平塚町役場内ニ於テ標記予算編成方針ニ関シ御協議致度候条定刻御参集相成度此段及御通知候也

(二)

昭和六年度予算編成ニ関スル申合事項

一 来年度ニ於ケル町村予算ハ出来得ル限り之ヲ緊縮シ以テ負担ノ
軽減ヲ図ルコト

二 町村予算ノ各費目ニ対シ力メテ節減ヲ加フルハ勿論ナルガ就中

其ノ大部分ヲ占ムル教育費ニ関シテハ左記事項ニ依リ節減スルコト

ト

1 教員俸給ハ最低度一割ヲ標準トシテ低減ノ途ヲ講スルコト其
ノ方法トシテ

イ 高級教員ヲ整理スルコト

ロ 初任給及各种兼務手当等モ亦一割減スルコト

ハ 教員ノ増俸ハ一ケ年間中止スルコト

2 学級ヲ最高限度マデ整理スルコト

3 十二学級以下ノ学校ニ在リテハ専任教長及補助教員ヲ置カザ
ルコト

但シ十二学級以上ノ学校ニ在リテモ可成校長ニ於テ教授ヲ担任
スルコト

4 低学年〔尋常科一学年乃至二学年〕ノ二部教授ヲ行フコト

5 三学級ニ教員配置トスルコト

6 住宅料ノ給与ハ中止スルコト

三 町役場吏員ニ関シテハ前項教員ノ例ニ準シテ之ヲ行フコト

四 各種団体補助額ハ相当減額スルコト

(三)

昭和六年度予算編成ニ関スル申合事項

一 来年度ニ於ケル町村予算ハ出来得ル限り之ヲ緊縮シ以テ負担ノ
軽減ヲ図ルコト

二 町村予算ノ各費目ニ対シ努メテ節約ヲ加フルハ勿論ナルガ就中

其ノ大部分ヲ占ムル教育費ニ関シテハ左記事項中ニ依リ節減スル
コト

1 教員俸給ハ成ルベク一割ヲ標準トシテ低減ノ途ヲ講スルコト

但シ預金部借入金ヲ有セサル町村ハ此ノ限りニ在ラズ

其ノ方法トシテ

イ 初任給ハ男子三円女子二円及各种兼務手当等ハ一割以内減
スルコト

ロ 教員ノ増俸ハ特別ノ事由アルモノヲ除キ一ケ年間中止スル
コト

ハ 六年度予算ハ現員現給ニ依リ編成スルコト

2 学級ノ整理ヲ行フコト

3 十二学級以下ノ学校ニ在リテハ成ルヘク専任校長及補助教員ヲ置カザルコト但シ十三学級以上ノ学校ニ在リテモ可成校長ニ於テ授業ヲ担任スルコト

4 已ムヲ得ザル場合ハ低学年ノ二部教授ヲ行フモ差支ナキコト

5 住宅料ノ給与中止ハ随意トスルコト

三 町村役場吏員ニ関シテハ前項教員ノ例ニ準ジテ之ヲ行フコト

四 各種団体補助額ハ相当減額スルコト

(神奈川県町村長会議書類) (大正九—昭和九年) 大磯町役場蔵

三六 昭和六年県市町村長会議における県知事

山県治郎の訓示 指示事項 注意事項 (一—三)

(一)

山県神奈川県知事訓示要旨

昭和六年五月

本日茲ニ諸君ノ会同ヲ煩ハシシ地方長官會議ニ於ケル總理大臣以下各大臣ノ訓示事項ヲ伝達シ併セテ所見ノ一端ヲ開陳スルコトヲ得ルハ予ノ寔ニ欣幸トスル所ナリ

政府ハ国民負担ノ軽減ニ専念シ倫敦海軍条約ノ結果トシテ生シタル剩余財源ヲ以テ国税地租及營業収益税等ノ軽減ヲ行ヒ而カモ地租ニ

関シテハ従来ノ課税標準タル地価ヲ改メテ賃賃價格ト為シ専ラ負担ノ公平ヲ期スルコトトシ尚之ニ関連アル地方税制ノ改正ヲ行ヒ本年度ヨリ実施スルコトトナレリ地方税制ニ関シテモ国税改正ノ趣旨ヲ一貫シ大體地方總體ニ於ケル従前ノ税收入ヲ維持スルト共ニ地方負担ノ公正ヲ期セムトスルモノナルヲ以テ諸君ハ克ク現下ニ於ケル經濟界ノ実情ニ留意シ運用宜シキヲ制シ税制改正ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナカラムコトヲ望ム

最近ニ於ケル学校教育ノ欠陥ハ益々甚シク学生生徒ノ思想問題ハ啻ニ大学ノ学生専門学校ノ生徒ノミニ止ラス中等学校ノ生徒青年団等ノ間ニモ波及シ事件ノ数ハ漸次多キヲ加ヘ且ツ其ノ運動方法モ益々實際的トナリ来リタルハ洵ニ遺憾ノ次第ナリ殊ニ近時師範学校ノ生徒小學校教員間ニ於テ危険思想ニ感染シ進ンデ実行運動ニ投スルカ如キ者ヲ生スルニ至リシハ国家ノ為真ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ斯ノ如キハ其ノ原因種々アルヘシト雖諸君ハ克ク地方民衆ノ思想傾向ニ留意シ一面学校教育ノミナラス汎ク社会教育家庭教育ニ亘リ指導訓育ヲ施スコト最モ肝要ナリ随テ諸君ハ教職ノ任ニ在ル者ト協力一致シテ夫々適切ナル対策ヲ講シ以テ之カ思想ノ啓導ニ努メラレムコトヲ望ム

方今時世ノ趨向ト經濟ノ發展ニ伴ヒ各種ノ社会問題ヲ生スルニ至リ

其ノ推移スル所都鄙ヲ通シテ愈々深刻ヲ加ヘツツアリ之カ対策ハ一ニシテ足ラスト雖就中社会事業ノ発達ヲ計リ其ノ充実ヲ期スルヲ以テ最モ緊切ナリトス乃チ政府ニ於テハ斯業ニ関スル各般ノ調査攻究ヲ行ヒ其ノ必要ナルモノニ在リテハ事ノ緩急ヲ計リ財政ノ許ス限リ之カ助長改善ヲ図リツツアリ諸君ニ於テモ亦克ク地方ノ実情ヲ考察シ適切ナル計画ヲ樹立シ進シテ之カ実現ヲ計リ以テ各般ノ施設常ニ宜シキヲ制シ社会ノ進運ニ副フコトヲ得ル様一段ノ努力ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

失業者ノ救済ハ実ニ刻下ノ重要問題ニシテ政府ハ深く其ノ推移ニ留意シ之カ対策ノ周到適切ナラムコトヲ慮リ本年度ニ於テハ失業公債ヲ發行シテ迄モ諸般ノ事業ヲ遂行セムコトヲ決意セラレ新ニ二ヶ所ノ職業紹介所ヲ増設シ更ニ職業紹介所ニ対スル補助費ノ増額ヲ為ス等所謂職業紹介網ノ完成ヲ期スルノ外政府直轄ノ下ニ国道ノ改良事業ヲ執行スルコトトシ尚一面国庫ヨリ補助ヲ与ヘテ府県道ノ改良事業ヲ起サシムル等中央地方相俟テ失業者ノ救済ヲ企図セムトシツツアリ本県ニ在リテハ夙ニ其ノ緊切ナル状勢ニ鑑ミ失業救済事業トシテ府県道片瀬大磯線新設工事並平作川及鶴見川ノ改修工事ヲ計画シ昨年十二月開会ノ通常県会ニ提案シテ該予算ノ議決ヲ経目下着々之カ施行準備進捗中ニ属スル以テ本事業カ地方ニ齎ス影響ノ尠カラサ

ル点ニ鑑ミ其ノ効果ヲシテ一層顕著ナラシムル為諸君ニ於テモ相当協力セラレムコトヲ望ムト共ニ市町村事業ノ施行ニ当リテハ其ノ時期方法等ニ関シ失業緩和ニ一段ノ留意アラムコトヲ望ム政府ハ明年一月ヨリ救護法ノ施行ヲ決定シ之ニ要スル經費予算モ既ニ其ノ公布ヲ見ルニ至リ又之ト相伴ヒテ軍事救護法ニモ一部改正ヲ加ヘ実施セラレタリ御承知ノ通財界ノ不況ハ漸ヲ追フテ愈々深刻ヲ加ヘ国民生活ハ動モスレハ安定ヲ欠キ生活上ノ困苦ヲ訴フル者ノ数益々増加ノ傾向ヲ示シツツアリ政府カ今回最モ財政ノ整理節約ヲ要スル時ニ当

リ特ニ多額ノ經常的財源ヲ捻出シ以テ本法ノ実施ヲ決定シタル所以モ亦此ノ現状ニ鑑ミ国民生活ノ不安ヲ芟除セムトスルニ外ナラス申ス迄モナク救護法ノ制定ハ我国救貧制度ノ確立ヲ計ルニ在リ固ヨリ法ノ良否ハ其ノ運用ニ在リ救護法ノ円滑ナル施行ハ直接救護ノ機関タル市町村ノ工夫ト努力トニ俟ツコト多大ナルヲ以テ諸君ハ克ク本法ノ精神ヲ理解シ常ニ社会ノ実情ヲ深察スルト共ニ必要ナル調査研究ヲ怠ルコトナク之カ施行ニ当リテハ蔽ニ濫救漏救ヲ誠メ以テ本法ノ重大ナル社会的使命ノ貫徹ニ努メラレムコトヲ望ム

国産品ノ使用奨励ニ関シテハ幸ニ諸君ノ声援協力ニ依リ爾來相当趣旨ノ普及ト実行ノ促進トヲ見ルニ至レリト雖現下ニ於ケル経済界ノ不況其ノ他各般ノ事情ヲ省察スルニ此ノ運動ハ尚将来ニ亘リテ之ヲ

持統スルノ要殊ニ緊切ナルモノアリト信ス要スルニ此ノ種運動ハ相当長期ニ亘リテ努力ヲ続ケ而カモ拳国一致之ヲ実行スルコトニ依リテ所期ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ヘキモノナルヲ以テ諸君ハ深く思フ此ニ致シ地方ノ実情ニ応シ更ニ適切有効ナル措置ヲ講セラレ内地産業ノ振興ト国際貸借ノ改善ニ資セラルル様一段ノ努力ヲ望ム

政府ニ於テハ昨年夏臨時産業合理化局ヲ設置シ爾來生産ノ組織経営ヲ合理化シ経済的ニ商品ノ生産費ノ低廉ヲ期シ以テ我國産業界ノ整理改善ヲ図リ且ツ無規律無統制ノ宿弊ヲ除去スルコトニ銳意努力シツツアリト雖目下ノ不況ヲ打開シ国民経済ノ更生ヲ期スルニハ更ニ合理化ノ徹底ニ一段ノ力ヲ致スコト最モ緊要ナリ即チ政府ハ我國重要産業ニ於ケル無謀不当ノ競争ノ宿弊ヲ匡正スル為メ臨時応急方策トシテ「重要産業ノ統制ニ関スル法律」ヲ制定セルヲ以テ諸君ハ克ク此ノ趣旨ヲ体シ地方産業ノ実情ニ応シ之カ普及促進ニ就キ適切ナル方途ヲ講セラレムコトヲ望ム

保健衛生ニ関スル施設ハ漸次改善ノ歩ヲ進メツツアリト雖国民保健ノ状態ヲトスル標準タルヘキ一般死亡率ハ未タ減退ヲ示スニ至ラス急性伝染病ハ尚累年相当數ノ發生ヲ見慢性伝染病亦依然トシテ深く国民ノ間ニ浸潤シ之カ脅威ヨリ免カル能ハサル状態ニ在ルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ更ニ一般国民ノ健康増進ノ方面ニ於テモ其ノ施設ニ

就キ一層配慮ヲ要スヘキモノアルヲ以テ諸君ハ特に最善ノ注意ヲ払ヒ今後衛生施設ノ創始改善ニ努力セラレ一般国民ノ健康保持増進ニ對シ一段ノ力ヲ致サレムコトヲ望ム

昨年十月施行ノ国勢調査並労働統計実施調査ハ諸君並関係各方面ノ協力援助ニ依リ前回ニ譲ラサル成績ヲ以テ完了ヲ告グルコトヲ得茲ニ我國最近ノ人口状態ヲ審ニシ政治代表調節ノ基礎其ノ他国勢ノ基本資料タル重要ナル統計調査ヲ完成シタルハ国家ノ為寔ニ同慶ニ堪ヘサル所ニシテ諸君ノ御尽力ニ對シ深く感謝スル所ナリ国運ノ進展社会ノ發達ニ伴ヒ国民生活ノ様式又ハ社会組織ノ内容ヲ審ニシ又文教ノ程度産業経済ノ事情等ヲ明ナラシムルハ行政ノ目的達成上最モ必要トスル所ニシテ各般政策施設ノ基礎資料トシテ正確ナル統計ノ必要益々緊切トナルニ至リ其ノ事務愈々複雑多岐ニ涉レルヲ以テ諸君ハ宜シク部下吏員並統計調査員等ヲ指導督励シ一層統計事務ノ刷新改善ニ意ヲ留メ調査ノ正確報告ノ通達ヲ期セラレムコトヲ望ム

政府ハ曩ニ国家資源ノ統制運用計画ノ設定又ハ実行ノ必要上資源調査法其ノ他関係法令ヲ制定シ資源調査制度ノ確立ヲ企圖実施セラレタルモ之カ事務ノ執行ニ関シテハ諸君ノ努力ヲ煩ハスヘキモノ歎カラサルヲ以テ諸君ハ進ンテ資源調査ノ趣旨普及ニ努メララルト共ニ調査ノ正確ト迅速トヲ期セラレムコトヲ望ム

以上ノ外諸君ノ協力ヲ得タキ事項ニ付テハ別ニ指示注意スル所アル
ヘキヲ以テ能ク其ノ意ヲ諒シ各種ノ機関ト連携シテ其ノ実績ヲ挙ク
ルコトニ一段ノ努力アラムコトヲ望ム

市町村長会議指示事項

昭和六年五月二十六日

目次

- 一 県税徴収事務ニ関スル件
- 一 昭和六年度予算ノ執行ニ関スル件
- 一 市町村財政ノ経理並市町村債ノ許可方針ニ関スル件
- 一 地方税ニ関スル改正法令ノ施行ニ関スル件
- 一 行政ノ経済化ニ関スル件
- 一 盲学校聾啞学校ノ発達助成並就学奨励ニ関スル件
- 一 実業補習学校並小学校ニ於ケル実業科振興ニ関スル件
- 一 青年訓練振作ニ関スル件
- 一 神社経理ニ関スル件
- 一 感化事業ニ関スル件
- 一 社会委員督励ニ関スル件
- 一 海外移植民ノ奨励ニ関スル件

(二)

- 一 癩子防法改正ニ関スル件
- 一 寄生虫予防法定ニ関スル件
- 一 県税徴収事務ニ関スル件

昭和四年十一月税務出張所設置以來諸君ハ出張所ト協力一致シ徴
収事務ニ努力セラレタルハ洵ニ其ノ勞ヲ多トスル所ナリ然レトモ
一昨年以來ニ於ケル財界ノ不況ハ愈々深刻ヲ極メ一般納税觀念亦
減退シ滞納者ハ年々増加シテ乍遺憾昭和四年度ニ於ケル納税成績
ハ全国道府県中最末位ヲ占ムルノ不良ナル結果ヲ示シ県財政経理
上非常ナル困難ヲ来シタリ諸君ニ於テハ宜シク此ノ現状ヲ諒察セ
ラレ納税者ニ対シテハ一層納税思想ノ鼓吹ニ努メ納税組合ノ組織
ヲ奨励スル等納期内納入ノ良風ヲ訓致シ滞納者ニ付テハ直ニ滞納
報告ヲナシ以テ税務出張所事務ノ進捗ヲ計ル等一層徴収事務ニ関
シ尽瘁セラレムコトヲ望ム

- 一 昭和六年度予算ノ執行ニ関スル件

本年度市町村予算編成ニ関シテハ昭和五年六月会同ノ際ニ於ケル
指示及其ノ後更ニ通牒シタル趣旨ニ基キ之ヲ編成ニ當リ其ノ確実
ヲ期セラレタルコト、思料セラル、モ最近經濟界ノ実状ニ鑑ミル
トキハ市町村税其ノ他ノ收入ハ尙相当減少スルノ虞ナキニ非サル
ヲ以テ予算ノ執行ニ當リテハ予メ此ノ点ニ留意シテ経理宜シキヲ

致シテ収支ノ均衡ヲ計リ歳入ニ不足ヲ生セシムルカ如キコトナキヲ期セラレムコトヲ望ム

一 市町村財政ノ經理並市町村債ノ許可方針ニ関スル件

現下ノ經濟界ノ不況其ノ他各般ノ状勢ニ稽フルニ市町村財政ニ関シテハ從來ノ如ク尚緊縮ノ方針ヲ持續シテ國民負担ノ輕減ヲ期スルノ要アリ市町村債ノ許可ニ付テモ亦此ノ際其ノ取扱ノ方針ヲ變更スヘキ理由ナシト認メラル、ヲ以テ諸君ハ是等ニ付テハ曩ニ訓令又ハ通牒シタル趣旨ヲ体シ之カ実行ニ就キ充分ナル注意ヲ払ハレムコトヲ望ム

一 地方税ニ関スル改正法令ノ施行ニ関スル件

今回國稅地租及營業收益稅ノ輕減ヲ行ヒ且ツ地租法ヲ制定シテ地租ニ関スル制度ヲ改正セラレ之ニ伴ヒ地方税ニ関スル法令ノ一部ニ改正ヲ加ヘラレタルニ付テハ之カ實施ニ當リ其ノ運用宜シキヲ制シ以テ稅制改正ノ趣旨ヲ没却スルカ如キコトナキヲ期セラレムコトヲ望ム殊ニ法律ノ改正ニ依リ地租附加稅制限額ト特別地稅附加稅ノ制限額トノ合算額ト從前ノ規定ニ依リ課稅シ得ヘキ地租附加稅ト特別地稅附加稅トノ合算額ト比較シ減少スヘキ市町村ニ在リテハ努メテ經費ノ整理節約ニ依リ減收補填ノ途ヲ講シ之カ為他ノ稅ヲ増徴スルカ如キハ出來得ル限り之ヲ避ケ增加スヘキ市町村

ニ在リテハ地租附加稅特別地稅附加稅ノ賦課ニ付土地所有者ニ對スル負担ノ増加ニ充分ノ考慮ヲ払フハ勿論其ノ増徴額ハ必ス當該市町村ニ於テ比較的負担ノ重キ他ノ稅ノ輕減ニ充當スルコトニ措置セラレムコトヲ望ム

一 行政ノ經濟化ニ関スル件

最少ノ經費ヲ以テ最大ノ効果ヲ収メ以テ行政ノ經濟化ヲ図ルコトハ地方財政ノ整理緊縮ニ伴ヒ其ノ要特ニ緊切ナルモノアリ諸君ニ於テモ著々之カ實施ニ努メラレツツアリト雖尚備品消耗品其ノ他ノ用品ノ經理方法工事請負及工所用諸材料購買ニ関スル契約方法等ニ付テハ將來一層留意シ之カ改善ヲ図リ以テ經費ノ節約ト能率ノ増進トヲ期セラレムコトヲ望ム

一 盲學校聾啞學校ノ發達助成並就學獎勵ニ関スル件

盲聾啞兒童ノ教育ハ文運ノ進歩ニ伴ヒ輒近漸ク發達シ來リ之カ普及ニ関シテモ相當ノ考慮ヲ払ハル、ニ至リシハ洵ニ喜フヘキコトナリ、本県ニ於テハ昭和六年度ニ於テ私立盲聾啞學校中ヨリ三校ヲ選ビ県立代用校ニ指定シ此ノ種教育ノ普及發達ヲ期セリ然ルニ盲聾啞兒童全体ノ學齡兒童ニ就テ見レハ其ノ就學率ハ現在僅ニ二割ニ過キササルヲ以テ諸君ニ於テハ克ク此ノ情勢ヲ察シ管下ニ於ケル此ノ種施設ノ發達助成ニ力ムルト共ニ適當ナル方途ヲ講シテ是

等盲啞聾児童就学ノ奨励ニ関シ一層ノ考慮ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

一 実業補習学校並小学校ニ於ケル実業科振興ニ関スル件

近時実業補習学校並小学校ニ於ケル実業科ニ関スル設備漸ク整ヒ其ノ実績亦見ルヘキモノアルハ洵ニ悦フヘキ現象ナリ然ルニ往々生産品ノ良否又ハ収支ノ関係等ニ基キ直ニ実業科施設ノ価値ヲ批判シ其ノ計画ヲ決定セントスルカ如キコトアルハ聊カ遺憾トスル所ナリ、由來此等ノ学校ニ於ケル実業科ノ目的ハ実業ニ関スル普通ノ知識技能ヲ授クルト共ニ実業ノ趣味ヲ領得セシメ勤勞作業ヲ尊重スルノ習慣ヲ養フニアルヲ以テ一面生産品ノ改良ヲ図リ収支不足ナキニ努ムヘキハ勿論ナルモ又他面其ノ趣旨ノ徹底ヲ期シ市町村拳ケテ該科ノ発達助長ニカムルヤウ留意セラレムコトヲ望ム

一 青年訓練振作ニ関スル件

県下青年訓練所ノ現況ハ諸君ノ努力ニ依リ逐年内容ノ充実に見ツツアルモ入所比率ニ至ツテハ未ダ以テ充分ナリト云フヲ得ス近時地方財政緊縮ノ關係上実業補習学校ヲ青年訓練所ニ充當セントスルノ傾向アルモ青年訓練所タル青年ノ心身ヲ鍛練シテ公民タルノ資質ヲ向上セシメントスル喫緊ナル国家ノ施設ナルヲ以テ積極的ニ青年教育ノ方途ヲ講ゼンカ為之ヲ充當セントスルハ慶フヘキコ

トナルモ単ニ經費ヲ輕減センカ為或ハ事務ノ繁多ヲ厭フカ為ニ敢テ充當セントスルカ如キハ青年教育上大イニ考慮ヲ要スルコトニ屬ス

現下ノ世相並過去六ケ年ニ亘ル青年訓練所ノ成績ニ鑑ミ此ノ施設ヲ益々拡充スルノ要切ナルモノアリ之カ管理ノ任ニアル諸君ハ青年訓練所創設当初ニ於ケルカ如キ意氣ヲ以テ其ノ趣旨ノ普及徹底ニ努メ大イニ之カ振興方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

一 神社經理ニ関スル件

近時財界ノ不況其ノ他ノ影響ヲ受ケ神社ノ收入激減シ經濟上困難ナルモノアルハ神社經營上寔ニ遺憾トスル所ナリ諸君ハ一層此ノ点ニ留意シ時勢ニ鑑ミ努メテ冗費ノ節約ヲ図ラシメ以テ漫リニ資金ヲ消費シ或ハ負債ヲ後日ニ胎スカ如キコトナカラシメ又寄付金ヲ財源トスル營繕工事其ノ他ノ事業ヲ計画シタル神社ニシテ予定ノ收入ヲ得ル能ハサルカ為事業ノ蹉跌ヲ来シ或ハ之カ為神社ノ財政ヲ紊ルモノナキニアラサルヲ以テ斯クノ如キ事業ノ実施ニ関シテハ之レカ財源並ニ經理ニ付特ニ細心ノ注意ヲ払ハシメ苟クモ世ノ非議ヲ招クカ如キコトナカラシメムコトヲ望ム

一 感化事業ニ関スル件

不良少年ノ保護教養ニ関シテハ從來屢々指示スルトコロアリ諸君

ニ於テモ夫々適當ノ方途ヲ講シ相當効果ヲ収メツツアリト雖最近不良少年ノ數ハ却ツテ逐年増加ノ傾向ヲ示シ之カ保護教養ノ完キヲ期スルハ極メテ緊要ナルヲ以テ諸君ハ關係官公署、諸団体等ト連絡ヲ計リ此ノ種少年ノ早期発見並感化院ノ退院者保護ニ付適切ナル方法ヲ講スル等感化事業ノ普及徹底ヲ期スルニ一段ノ努力ヲ致サレムコトヲ望ム

一 社会委員督励ニ関スル件

昭和三年一月三十日県訓令第一号ヲ以テ社会委員設置奨励規程ヲ設置シ既ニ二市六十一ヶ町村ニ付二百八十五名ノ社会委員ヲ置キ著々事業遂行ニ努メ相當ノ実績ヲ挙げケツ、アリト雖本制度ハ其ノ性質上極メテ至難ナル事業ニシテ且ツ本県ニ於テハ右設置後日尚淺ク其ノ運用上遺憾ノ点尠カラズ殊ニ近時都市農村ヲ通シテ所謂社会問題ハ日々其ノ複雑ト深刻トヲ招来シツツアル情勢ニアルノミナラス現下ノ經濟不況ニ件フ失業者ノ激増ハ益々一般社会生活ノ不安ヲ加重セントシ一面亦救護法実施ニ直面シ愈々本施設ノ活用ニ俟ツヘキモノ多キヲ加フ依テ關係市町村長ニ於テハ之カ責務ノ重且ツ大ナルモノアルヲ諒得セラレ各社会委員ヲ一層督励シ弥々本制度実施ヲシテ有意義タラシムヘク努力セラレムコトヲ望ム

一 海外移植民ノ奨励ニ関スル件

海外移植民ノ保護奨励カ我が国刻下ノ情勢ニ鑑ミ社会上並ニ經濟上極メテ緊要ナルハ言ヲ俟タサル所ナリ殊ニ多年封建鎖國ノ下ニアリテ土着ノ因襲ニ捉ハレタル我カ国民ニ對シ海外移住ノ奨励保護ヲ為スハ最も必要トスル所ナリ県ハ本年度ニ於テ其ノ普及徹底ヲ図ル方途ヲ講スル計畫ナルヲ以テ之レカ実行ニ際シテハ諸君ハ克ク其ノ趣旨ヲ一般ニ周知セシムルト共ニ特ニ青少年ノ海外發展思想ノ涵養ニ留意シ本奨励ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

一 癩予防法改正ニ関スル件

癩予防ノ徹底ヲ期センカ為今回明治四十年法律第十一号ヲ改正シ之カ施行ヲ見ントス改正ノ要旨ハ療養所入所資格ノ擴張入所費及一時救護費全額ノ国庫又ハ道府県負担業態上病毒伝播ノ虞アル患者ノ從業禁止患者及其ノ家族ニ對スル生活費ノ補給医師又ハ公務員ノ黙秘義務私立療養所ノ監督等ナリトス諸君ハ能ク法律改正ノ趣旨ヲ体シ向後一層癩予防ニ努力セラレムコトヲ望ム

一 寄生虫予防法制定ニ関スル件

寄生虫カ広く國民ノ間ニ蔓延シ殊ニ將來ニ富ム年少者ノ健康ト活力トヲ滅殺シツツアルハ憂慮スヘキ事實ニシテ之カ予防効果ノ未

タ顯著ナラサルハ遺憾トスル所ナルヲ以テ今回寄生虫予防法制定セラレ近ク施行ノ見込ナルカ之カ要旨ハ予防施設ノ強制並義務費用ノ補助等ナリトス諸君ハ宜シク法ノ趣旨ヲ体シ之カ子防撲滅カ社会共同ノ責務ナルコトヲ知悉セシムルト共ニ督励助成シ以テ目的達成ニ努メラレンコトヲ望ム

注意事項

(三)

目次

- 一 家屋賃借価格調査ニ関スル件
- 一 蚕ノ奨励品種普及ニ関スル件
- 一 養蚕組合蚕信用取引ニ関スル件
- 一 耕地整理法ノ施行ニ関スル件
- 一 自作農創設維持ニ関スル件
- 一 農業生産費ノ節約ニ関スル件
- 一 耕地ノ利用増進ニ関スル件
- 一 輸出蜜蜂ニ関スル件
- 一 救護法施行ニ関スル件
- 一 改正軍事救護法施行ニ関スル件

- 一 失業状況査察ニ関スル件
- 一 「トラホーム」ノ治療施設ニ関スル件
- 一 家屋賃借価格調査ニ関スル件
 - 昭和五年度家屋税ノ課税標準タル家屋ノ賃借価格調査ハ法令公布後第一回ノ調査ニシテ而モ調査ニ関スル法規ハ複雑多岐ニシテ疑義多カリシニ不拘諸君ノ熱心ナル研究ト努力トノ結果大体ニ於テ支障ナク調査ヲ了シタルハ洵ニ同慶トスル所ナリ而シテ本調査ハ土地賃借価格調査ト其ノ趣ヲ異ニシ毎年賦課期日現在ニ於ケル家屋ニ付調査ヲ要スヘキ規定ナルヲ以テ諸君ニ於テハ本年度分ニ付目下夫々調査中ノコトト信スルモ調査ニ当リテハ規定ニ反セサルハ元ヨリ公正ヲ旨トシ以テ下調書ノ作製ヲ完全ナラシメ調査委員会ニ於テ多大ノ修正ヲ生スルカ如キコト無キ様特ニ留意セラレムコトヲ望ム
- 一 蚕ノ奨励品種普及ニ関スル件
 - 本県蚕ノ奨励品種ハ従来孰レモ糸質良好ナル春蚕種「青熟×諸桂」秋蚕種「相模×諸桂」ノ各一品種ニ統一セルモ最近国立蚕業試験場ニ於テ多糸系ナル良品種ヲ撰出セラレタルヲ以テ新ニ左ノ三品種ヲ奨励品種ニ加フルコトトセリ依テ之レカ普及徹底ニ努メラレムコトヲ望ム

春蚕種

「国蚕欧十七号×国蚕支×一四号」

「国蚕欧十七号×国蚕支一〇五号」

秋蚕種

「相模×国蚕支一〇五号」

一 養蚕組合繭信用取引ニ関スル件

世界的經濟界ノ不況ニ依リ糸価未嘗有ノ暴落ヲ来セルモ生糸生産費ノ低減之レニ伴ハス現在ニ於テハ生産費ト原料繭費トハ相半ハセルノ狀況ニアリ故ニ生産費ノ輕減ヲ図ラサレハ原料繭ヲ高価ナラシムルコト能ハス而シテ生産費ノ輕減ヲ図ラントセハ原料繭ノ改良ヲ行ハサルヘカラス然ルニ事実ハ之ニ反シ当業者ノ繭安価生産ニ努ムルノ結果繭質悪化ノ憂ナシトセス依テテ県ハ製糸同業組合及養蚕組合ヲ督励シ繭信用取引ヲ行ハシメ繭質ノ悪変ヲ防止スルノミナラス進シテ徹底の改良ニ努メ以テ不況緩和ニ資セントス宜シク其ノ趣旨ニ基キ当業者ヲ指導セラントヲ望ム

一 耕地整理法施行ニ関スル件

今般地租法ノ改正ニ伴ヒ耕地整理法中地価配付ニ関スル規定ヲ改正セラレ從來ノ課税標準タル地価力貸賃價格ト改正セラレ之カ調査ノ為メ国庫補助ニ依リ専任職員ヲ県ニ常置スルコトトナリタル

ヲ以テ事業施行上便宜ヲ計ラレムコトヲ望ム

一 自作農創設維持ニ関スル件

自作農創設維持施設ハ本事業開始以來相当ノ効果ヲ収メツツアルモ事業ノ完了ハ極メテ長期ニ亘ルヲ以テ此ノ間種々ノ事態ヲ生シ事業遂行ヲ困難ナラシムルコトアルヲ以テ創設維持ノ土地價格並借受人ノ選定ニ当リテハ十分ノ調査ヲ為スト共ニ貸付後ノ指導監督ニ努メ以テ本施設ノ効果ヲ完カラシムルコトヲ要ス殊ニ最近農産物價格暴落ノ為メ農家經濟ニ急激ナル變動ヲ来シ延ヒテ自作農創設維持資金ノ借受者中ニモ年賦償還ニ支障ヲ来セルモノアルヲ慮リ今回償還方法ノ変更ヲ認メタル次第ナルモ今後尙ホ災害其ノ他不時ノ障碍ノ為償還不能ニ陥ルモノナキヲ保シ難キヲ以テ之レカ対策ノ一トシテ客年通牒セル自作農資金償還組合ヲ組織シ以テ本事業ノ堅実ナル發達ニ努メラレムコトヲ望ム

一 農業生産費ノ節約ニ関スル件

生産能率ノ増進ト生産費ノ合理的の節約ハ農業經濟上最モ緊要欠クヘカサルニ大要目タリ
而シテ現下農産物ノ價格ハ異常ナル低下ヲ見ツツアルノ現況ニ鑑ミルモ生産費ノ節約ハ收支ノ均衡ヲ得セシムル為メ益々其ノ緊要ヲ加フルモノアリト云フヘク而モ農村ノ現況ハ生産費ト至大ノ関

係有ラスヘキ肥料ノ經濟的施用殊ニ安価ニシテ合理的の肥料ノ採択自給肥料ノ改良増殖等ノ如キ未タ完カラサルモノ尠シナラサルヲ以テ今後地方ノ実情ニ即シ極力之レカ適正ナル指導勸奨ニ努メラレムコトヲ望ム

一 耕地ノ利用増進ニ関スル件

現下ニ於ケル農家經濟不振ニ際シ之レカ打開振興ノ途一、二ニシテ止マサルヘシト雖耕地ノ利用、能率ノ増進ヲ図ルカ如キ復式農業ハ最モ必要ナル事項ナリトス殊ニ冬季作物ノ作付ナキ耕地各所ニ存在シ徒ラニ休閑ニ任セルモノ多キヲ見ルハ農家經濟並國家經濟上極メテ遺憾ニシテ地方農村ノ実情ニ照シ適作物〔例ヘハ小麦、菜種、緑肥等〕ヲ選定シ之レカ栽培ト生産ノ増加ニ一層留意シ農家經濟ノ緩和進展ニ努メラレムコトヲ望ム

一 輸出蜜蜂ニ関スル件

本県ノ養蜂事業ハ各地ニ亘リ副業的ニ行ハレ殊ニ近年中華民國ニ對シ相當ノ輸出ヲ見ルノ現状ナルモ今回對華輸出蜜蜂ノ販路確立ノ為本年三月三十日輸出蜜蜂検査規則ヲ公布セラレ輸出港ニ於テ検査ヲ施行シ健康証明書ノ交付ヲ受ケ輸出スルコトナレリ
目下本県ニ於ケル蜂群ハ約四、五千ナルモ蜜源等ノ關係上尚増殖ノ余地有之ヘキニ付適當ナル地方ニ夫々飼育方奨励セラレテ農

家經濟ノ緩和ニ資セラレムコトヲ望ム

一 救護法施行ニ関スル件

救護法ハ昭和七年一月ヨリ之カ施行ヲ見ル予定ナルヲ以テ政府並當局ニ於テハ目下關係法令ノ制定其ノ他諸般ノ準備ヲ進メツツアリ諸君ニ於テモ特ニ左記事項ニ付周到ナル注意ヲ払ヒ以テ本法制定ノ目的ヲ達成スルニ努メラレムコトヲ望ム

(一) 本法制定ノ趣旨ヲ管内一般ニ周知徹底セシムルト共ニ關係吏員ヲシテ克ク法規ヲ理解シ之カ運用上遺憾ナキヲ期セラレタシ

(二) 市町村長ノ救護事務ヲ補助セシムル為設置スル委員ハ現在ノ社會委員又ハ方面委員ヲ之ニ充ツル方針ナルヲ以テ法規ノ円滑ナル運用ハ委員ノ活動ニ俟ツヘキモノ多キヲ以テ必要ナル指導訓練ニ努メ以テ其ノ職務執行上遺憾ナカラシメラレタシ

(三) 曩ニ要救護者ノ調査ヲ依頼セルカ該調査ハ予算ノ編成上緊要ナルノミナラス本法実施ノ基礎的資料トシテ必要欠クヘカサルモノナルヲ以テ之カ調査ニ当リテハ正確ヲ期シ且所定ノ期日ヲ厳守セラレル様努メラレタシ

一 改正軍事救護法施行ニ関スル件

改正軍事救護法ハ昭和七年一月ヨリ施行セラルヘク目下之カ準備

中ニ在リ改正ノ要点ハ被救護者ノ資格タル傷病兵ノ範圍ヲ拡張シテ一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者ヲモ之ニ加ヘ且救護ノ種類ヲ増加シテ新ニ助産ヲ加フルト共ニ埋葬費ヲ支給スルコトト為シタルヲ以テ被救護者ノ數ハ相当増加ヲ見ルニ至ルヘシ諸君ハ能ク法律改正ノ趣旨ヲ普及徹底セシムルト共ニ予メ要救護者ヲ調査スル等適當ナル方途ヲ講シ之カ施行ニ當リ遺漏ナキヲ期セラレンコトヲ望ム

一 失業狀況ノ查察ニ関スル件

失業対策ノ樹立ニ関シテハ先ツ失業狀況ノ推移ヲ知悉スルノ要アルコト論ヲ俟タス曩ニ諸君ヲ煩ハシテ昭和四年九月以降例月失業推定月報ヲ徴シ又客年十月國勢調査ノ際ニ失業調査ヲ行ヘル所以モ亦茲ニ存スルヲ以テ諸君ハ常ニ推定月報ノ正確ヲ期シ出来得ル限り之カ狀勢ヲ察知スル有力ナル資料タラシムルニ努メラレムコトヲ望ム

一 「トラホーム」ノ治療施設ニ関スル件

「トラホーム」ノ予防ニ関シテハ常ニ留意セララルル所ナルモ未タ之レカ撲滅ヲ期スルコト能ハサルハ誠ニ深憂ニ堪ヘサル所ナリ之レカ予防対策ハ固ヨリ種々アリト雖要ハ罹病者ノ治療督励ニアリト信セララルルヲ以テ例年蔓延最モ著シト認ムル地方ニ對シ特別指

定治療ヲ命シツアルモ財政ノ關係或ハ適當ナル治療医ヲ得ルニ種々ナル支障ヲ來タシ実行困難ナル事情アルニ鑑ミ県ハ曩ニ「トラホーム」治療専門医ヲ置キ之レ等町村ニ順次派遣シテ經費ノ節減ヲ計ルト共ニ予防ノ達成ヲ期スル計畫ナルヲ以テ之レ等治療医ノ派遣ヲ求ムルカ其他適切ナル施設ニ依リ之レカ予防撲滅ニ努メラレムコトヲ望ム

(「地方長官會議書類」(昭和六年)神奈川県庁蔵)

三二 神奈川県町村長会昭和六年度會務報告

昭和六年度會務報告

神奈川県町村長会

神奈川県町村長会々務報告〔昭和六年通常總會以後〕

第十二回通常總會

昭和六年五月九日藤沢町県立湘南中学校講堂ニ於テ第十二回通常總會ヲ開催セリ当日ノ會員出席者百四十一名ニシテ其ノ郡別内訳左ノ如シ

久良岐郡	二名	橘樹郡	五名
都筑郡	八名	三浦郡	十一名
鎌倉郡	十四名	高座郡	十九名
中郡	二十五名	足柄上郡	十五名